

第4章 都市整備の方針

1. 土地利用の方針

1-1 基本的な考え方



加茂市は、住宅地や商業地、工業地などの都市的土地利用や優良農地、緑地、森林などの自然的土地利用がなされています。

これらの土地を将来にわたって計画的に利用を進めていくことにより、持続可能な都市の発展を目指します。

将来の土地利用方針として、土地を「住宅地ゾーン」、「商店街ゾーン」、「沿道サービス・業務ゾーン」、「工業ゾーン」、「農村集落ゾーン」、「農業振興ゾーン」、「大規模公園・緑地ゾーン」、「森林ゾーン」に区分し、それぞれのゾーンの特性に応じた適正な土地利用を推進します。

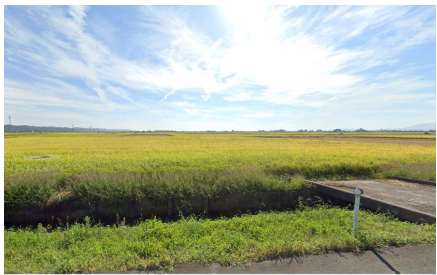
1-2 土地利用の方針

区 分	内 容
住宅地ゾーン 凡例 【 】	● 無秩序な市街地の拡大を抑制するため、住宅地縁辺部の土地利用規制・誘導を推進します。 ● 市民が安全・安心で快適に暮らし続けられるコンパクトなまちを形成するため、中心市街地の住環境を整備するとともに、小規模な買い物施設や生活関連施設の立地を誘導しながら、まちなかへの居住を促進します。 ● まちなかにおいては、子どもから高齢者まで、誰もが魅力を感じる住環境を形成するため、高齢者や子育て世帯などの多様な世帯のニーズに対応した住宅の供給を促進します。 ● 空き家や低未利用地については、良好な住環境の形成に向けて、「空き家バンク」の活用などにより、空き家や低未利用地の適正管理及び有効利用を促進します。



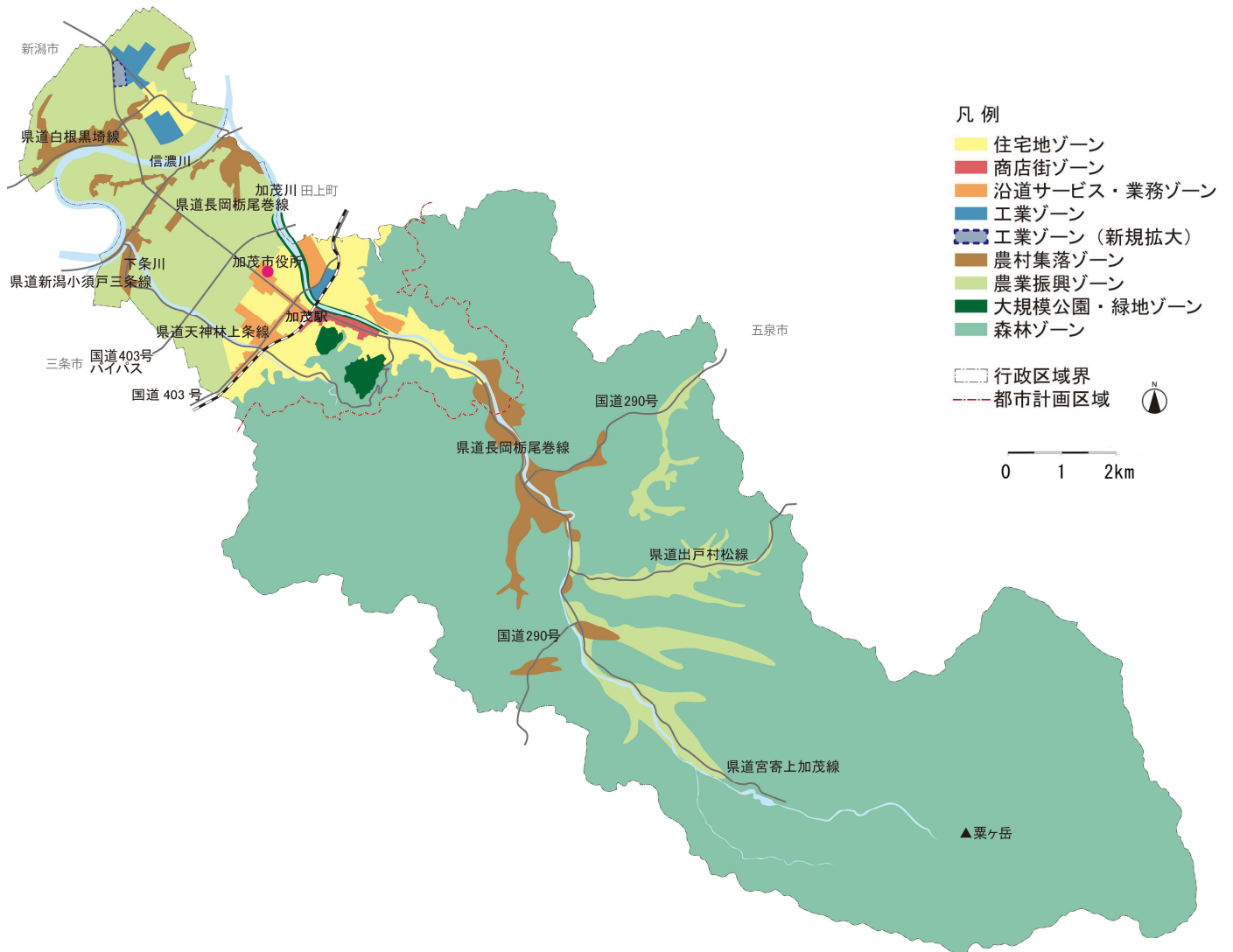
▲良好な住環境

区 分	内 容
住宅地ゾーン 凡例 【  】	● 住居環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止するため、地区計画の検討や指定を行います。 ● 文化、教育、スポーツ施設が集約するエリアにおいては、周辺環境との調和に配慮しながら、市民の学びや健康増進に寄与する文教エリアとしての土地利用の維持・充実を図ります。
商店街ゾーン 凡例 【  】	● 商店街が形成されている地区においては、空き店舗の活用や土地利用の効率化などにより、商業集積と賑わいの創出を図ります。 ● アーケードが整備された商店街においては、商業店舗の土地利用の維持・誘導を図りながら、加茂山公園や加茂川の自然、文化・歴史に富んだ史跡などを活用し、多くの人がまちなかを楽しく歩きたくなる取組を推進します。  ▲ 駅前商店街
沿道サービス・業務ゾーン 凡例 【  】	● 幹線道路沿道においては、地域住民などの生活利便性の向上を図るため、車でのアクセス性を活かした店舗やサービス施設などの立地を促進します。 ● 若者の多様な働き場を確保するため、業務施設や事業所の立地を誘導します。 ● 市役所周辺は、公共施設、商業施設などが集約しており、地域住民などの生活利便性と暮らしの豊かさの向上を図るため、引き続き集約を図ります。 ● 住宅と工場などが混在した地区においては、実際の土地利用状況を見極めながら、適正な用途地域への見直しを検討します。  ▲ 国道 403 号沿いの商業地

区 分	内 容
工業ゾーン 凡例 【  】	● 工業地においては、生産活動を妨げるおそれのある用途の混在を防止するとともに、周辺の住環境への影響に配慮した道路や緑地などの都市基盤を整備します。 ● 工業地においては、若者の多様な働き場を確保するため、加茂市の産業拠点として活力向上を図ります。 ● 須田地区においては、加茂市の新たな産業を担う基盤として、用地の新規拡大も含めた整備を推進します。  ▲須田第二工業団地
農村集落ゾーン 凡例 【  】	● 集落地については、適切な開発の規制・誘導により、周辺環境と調和したゆとりのある住環境を維持するとともに、営農環境の維持、形成を図ります。 ● 空き家や空き地については、「空き家バンク」の活用などにより、空き家や空き地の適正管理及び有効利用を促進し、良好な住環境の形成を推進します。 ※農村集落ゾーンは、用途地域外（白地地域）でまとまった集落が形成されているエリアに設定します。  ▲七谷地区の集落
農業振興ゾーン 凡例 【  】	● 須田地区や西加茂地区・下条地区の一部及び山間部においては、優良農地を保全します。 ● 都市を取り巻く良好な農地を保全するため、担い手への農地の集積・集約化に向けた、地域計画及び農地中間管理事業を推進します。 ● 集落地と調和した良好な農地を保全するため、農業・農村の持つ多面的機能の保全活動に対する啓発を図るとともに、用排水路などの生産基盤の適切な維持管理を行います。 ● 農地の保全と農作物の安定供給を図るため、遊休農地の利活用を推進するとともに、加茂市猟友会への有害鳥獣捕獲支援や農業者への被害防除支援及び環境整備による有害鳥獣被害の防止対策を行います。 ※農業振興ゾーンは、農業振興地域の整備に関する法律において農用地区域に指定され、一団の優良農地としての土地利用がなされている範囲を基本に設定しますが、一部には既存集落が含まれます。  ▲西加茂地区の農地

区 分	内 容
大規模公園・ 緑地ゾーン 凡例 【  】	● 美しい緑と調和した良好な都市環境を維持するため、加茂山公園や若宮公園、加茂川沿いの緑地の保全及び活用を推進します。  ▲加茂山公園  ▲加茂川緑地
森林ゾーン 凡例 【  】	● 緑が美しい森林については、生態系に配慮しながら、都市と調和した良好な自然環境として、適切に保全します。 ● 森林環境譲与税などを活用し、里山環境の保全と森林の有する公益的機能の維持向上を図ります。 ● 森林を保全するため、林道・作業道などの適切な維持管理と整備を図り、効率的な森林施業を推進します。  ▲緑が美しい森林  ▲栗ヶ岳県民休養地

【土地利用方針図（市全体）】



【土地利用方針図（都市計画区域）】



2. 市街地整備の方針

2-1 基本的な考え方

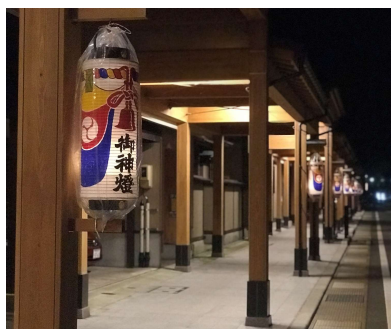


加茂駅周辺や市役所周辺の中心都市拠点において都市機能の集約を図り、将来の人口減少に対応したコンパクトな市街地整備を推進します。

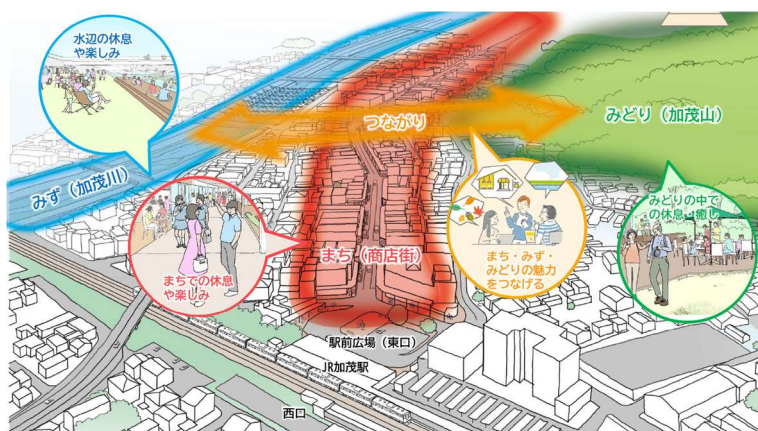
また、加茂駅前周辺において空き家や空き店舗、低未利用地の活用やウォーカブルなまちづくりを推進し、滞在性や回遊性の向上による賑わいの創出を図ります。

2-2 整備方針

- 中心市街地においては、都市機能の更新、住環境の向上、オープンスペースの有効活用などにより、市街地整備を推進します。
- 加茂駅周辺まちなかエリアプラットフォームの「加茂駅周辺まちなかエリア未来ビジョン」に基づき、官民が一体となったエリア内の賑わい創出やまちなか居住などの取組を推進します。
- 加茂駅周辺においては、駐車場不足を解消し、まちなかへのアクセス性を高めるため、公共交通の利便性向上と合わせて、民間も含めた低未利用地などの有効活用による駐車スペースの確保を行うとともに、空き家や空き店舗の活用を図ります。
- 中心市街地の賑わいを創出するとともに、ウォーカブルなまちづくりを推進するため、西加茂地区と加茂地区間のアクセス性の強化による利便性の向上を図ります。
- 高齢者などが安全・安心に暮らし続けるため、公共施設や歩道などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。



▲中心市街地の雁木（新町）



▲加茂駅周辺まちなかエリア未来ビジョン コンセプト

3. 都市施設の整備方針

3-1 交通体系の整備方針



(1) 基本的な考え方

コンパクトなまちづくりを進めるため、過度に自動車に依存しない都市交通の構築を目指します。

冬期間における円滑な交通や災害時における避難路・緊急輸送道路などの確保、老朽化した道路や橋梁などの計画的な修繕、歩行空間の確保、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化などにより、安全・安心な道路空間を形成します。

(2) 整備方針

区 分	内 容
広域幹線道路	- 市街地の南北を縦断し、近隣都市と連絡する国道 403 号・国道 403 号バイパスを「広域幹線道路」として位置づけます。 - 市街地への通過交通の流入抑制と広域交通の円滑化に対応するため、国道 403 号バイパスの整備を促進します。 - 国道 403 号においては、自動車だけではなく、歩行者や自転車が安心して利用できる道路空間の確保を図ります。  ▲国道 403 号バイパス
主要幹線道路	- 近隣都市や地域間を結ぶ国道 290 号、県道新潟小須戸三条線、県道長岡栃尾巻線の一部を「主要幹線道路」として位置づけます。 - 都市内交通の円滑化に対応するため、狭あい区間の解消による交通ネットワークの強化を図ります。
幹線道路	- 広域幹線道路と主要幹線道路などを結ぶ都市計画道路（広域幹線道路、主要幹線道路に該当する路線は除く）を「幹線道路」として位置づけます。 - 広域幹線道路や主要幹線道路を補完しながら、地域内の交流を促進するため、必要に応じて、狭あい区間の解消や歩行空間の確保を図るとともに、適切な維持管理を行います。

区 分	内 容
幹線道路	市道福島荒又線、県道天神林上条線については、広域幹線道路や幹線道路間を連絡する路線として、優先的な整備を検討します。
生活道路	- 歩行者や自転車が安心して利用できる道路空間の確保を図ります。 - 冬期間の円滑な道路交通を確保するため、除排雪体制と消雪施設の維持を図ります。 - 市道福島線については、周辺環境に配慮した安全な交通環境を確保するため、道路整備を推進します。  ▲ 消雪施設
都市計画道路	- 都市計画道路の整備検討路線については、整備を促進します。 - 長期未着手となっている都市計画道路については、将来交通量の減少などの社会経済情勢の変化や将来的な整備の実現性を踏まえ、適時適切な見直しを行います。
公共交通	「地域公共交通計画」に基づき、買い物や通院など生活面での利便性の向上を図ります。 - 加茂駅や主要なバス停の整備推進などにより、交通需要に応じた総合的な施策の展開による都市交通の円滑化を図ります。 - 公共交通の利便性及び快適性の向上を図るため、バス乗り場などの交通結節点の整備や利用環境の改善を推進します。 - 地域の移動ニーズに合わせたかもんバス（市民バス）の運行路線や運営方法の見直しにより、運行内容の効率化や利便性の向上を図るとともに、周辺自治体と連携した広域的なルートの創出などにより、将来にわたり持続可能な移動手段を確保します。  ▲ かもんバス

【交通体系の整備方針図（市全体）】

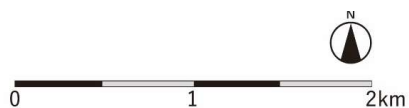


【交通体系の整備方針図（都市計画区域）】



凡 例

- 市街地エリア
- 農地・集落エリア
- 山林エリア
- 広域幹線道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 見直し検討路線（都市計画道路）
- 整備検討路線（幹線道路）
- 整備推進路線（市道）
- 鉄道
- 行政区域界
- 都市計画区域



3-2 公園・緑地の整備方針



(1) 基本的な考え方

市民の憩いの場や遊びの場として親しまれる公園づくりや、地区の人口や市民ニーズ、現況の立地状況などに応じた公園の再配置を推進します。

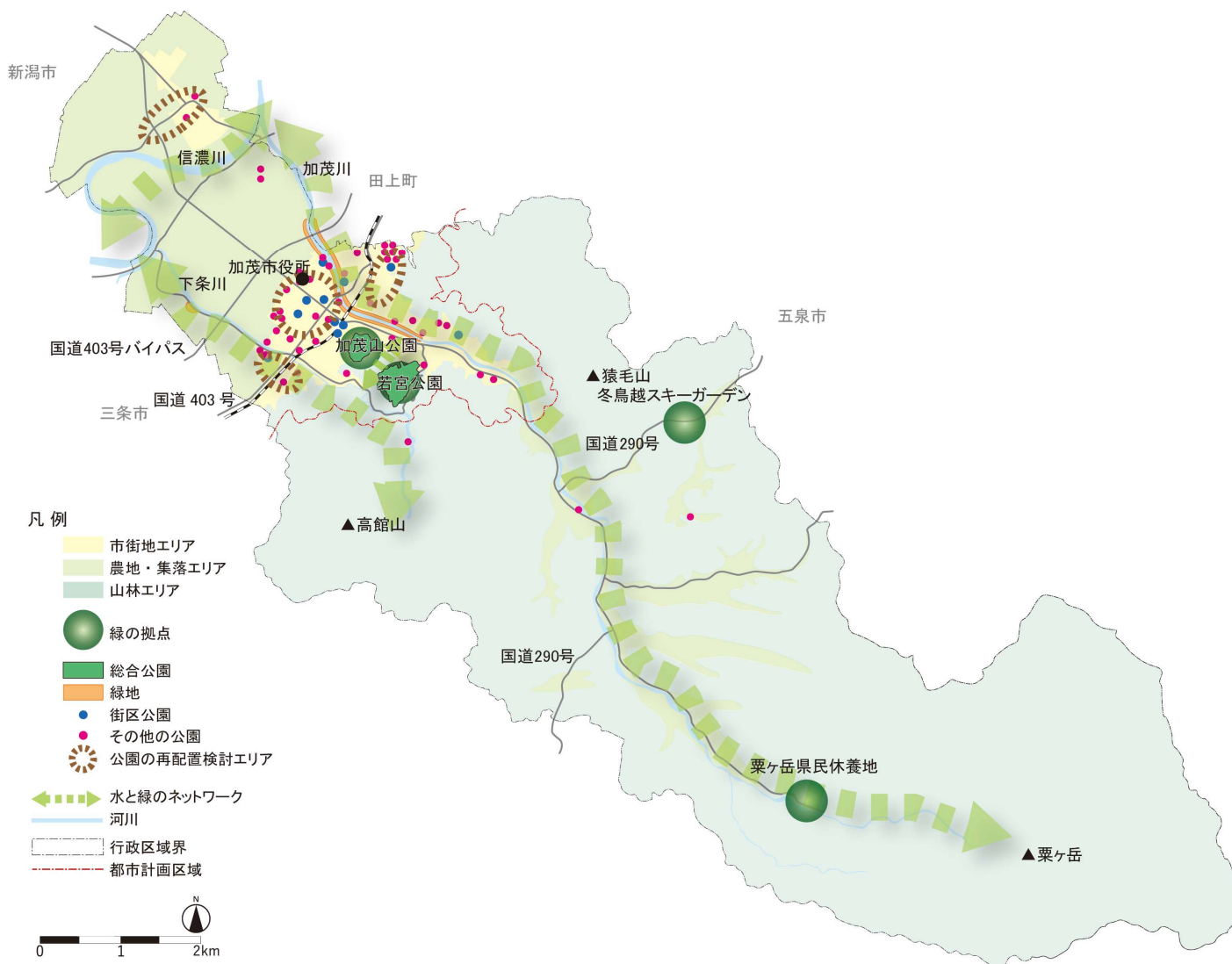
また、災害時における避難場所としての公園・緑地の整備充実を図るとともに、緑の拠点と河川などの緑地のネットワークを形成し、快適な都市の空間を創出します。

(2) 整備方針

区 分	内 容
総合公園	● 市民などが安全・安心に公園を利用できるように、加茂山公園の遊具や公園施設の計画的な更新を図ります。 ● 美しい緑の中でレクリエーションなどを楽しむ空間として、若宮公園の緑地の保全や活用を目指します。  ▲加茂山公園
街区公園	● 市民に最も身近な公園であり、日常生活に密着した街区公園については、安全・安心に公園を利用できるように、適切な維持管理を行います。 ● 地区の人口や市民ニーズを踏まえて、公園の集約・再編や公園機能の見直しを含めた施設の再配置を検討します。  ▲身近な公園
その他の公園	● 各地域の小規模な公園においては、地域と協力しながら、適切な維持管理を行います。
防災公園	● 食料などの備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設などの災害応急対策施設を備えた一時避難場所や広域避難場所となる防災公園について、関係機関と連携しながら、整備を検討します。

区 分	内 容
緑地	● 加茂川河川敷緑地をはじめ、千刈緑地、諏訪ノ木緑地、大曲緑地の水と緑が調和した緑地の保全及び活用を推進します。
緑の拠点	● 総合公園である加茂山公園、若宮公園をはじめ、冬鳥越スキーガーデン、粟ヶ岳県民休養地を緑の拠点として位置づけ、美しい緑の中でレクリエーションなどを楽しむ空間としての情報発信に努め、市内外の人々の利用の促進に努めます。  ▲冬鳥越スキーガーデン
水と緑のネットワーク	● 加茂川、下条川、信濃川沿いと緑の拠点（総合公園、粟ヶ岳県民休養地）を水と緑のネットワークとして位置づけ、生態系の保全を図るとともに、市民などの憩いや交流の場として活用します。  ▲加茂川
緑化	● 主要な公共施設や幹線道路沿道においては、緑化を推進します。 ● 住宅地においては、地区計画の活用などによる緑化を推進します。  ▲幹線道路沿いの街路樹

【公園・緑地の整備方針図】



3-3 上水道・下水道・ごみ処理施設の整備方針



(1) 基本的な考え方

近年激甚化・頻発化する豪雨などの自然災害に対して防災・減災に資する強靱な基盤づくりのための整備を推進し、市民の安全・安心な生活を確保します。

(2) 整備方針

区 分	内 容
上水道	● 重要なライフラインである上水道については、今後も安全で安定した水道水を供給するため、老朽化している浄水設備や配水施設の計画的な更新を図ります。 ● 持続可能な水道経営を行うため、アセットマネジメントに基づく経営戦略の検証と見直しを行います。  ▲宮寄上浄水場
下水道	● 河川などの水質保全と居住環境の向上を促進するため、污水处理の最適化により、污水处理人口普及率の向上を図ります。 ● 「加茂市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の適切な維持管理を行います。 ● 持続可能な下水道経営を行うため、経営戦略の検証と見直しを行います。  ▲加茂市浄化センター
ごみ処理施設	● ごみ処理の方向性や施設のあり方については、関係機関と連携しながら、「ごみ処理施設整備基本構想」の策定を検討します。 ● 加茂市・田上町消防衛生保育組合清掃センターについては、今後も適正な維持管理と運営を行います。  ▲加茂市・田上町消防衛生保育組合清掃センター

3-4 その他の公共施設



(1) 基本的な考え方

道路、公園・緑地などのほか、加茂市が保有する公共施設については、人口減少・少子高齢化の進行、財政の深刻化、公共施設の老朽化などに対応するとともに、公共施設に関する市民ニーズなどを把握しながら、市民が安全・安心で利用しやすい公共施設の運営と適切な維持管理を行います。

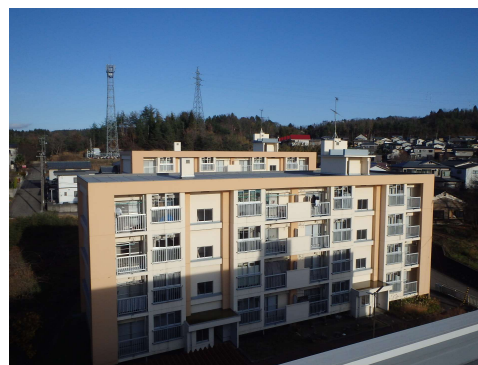
また、市が保有する公共施設については、必要に応じて官民連携のもと、施設や跡地の利活用を検討します。

(2) 整備方針

- 加茂市が保有する公共施設については、「公共施設等総合管理計画」、「小中学校適正化方針」及び「公共施設再編アクションプラン」に基づき、施設配置の適正化を図ります。
- 必要な公共サービスの機会を確保するため、新潟広域都市圏連携や県央地区の市町村などと連携しながら、公共的施設の共同利用を推進します。
- 加茂市公営住宅等については、「加茂市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、修繕や維持管理を行います。
- 市民などが安全・安心に公共施設を利用できるように、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。
- 「加茂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市が所有する公共施設の省エネルギー対策、再生可能エネルギー設備の導入などを検討しながら、加茂市ゼロカーボンシティ宣言を推進します。
- 保健センター、地域子育て支援拠点、多世代交流の場などの機能を備えた子育て・健康づくり拠点複合施設の整備を行います。



▲石川小学校



▲公営住宅（学校町団地）

4. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

4-1 基本的な考え方



加茂市の美しい自然環境と調和した良好な都市環境を次世代に引き継いでいくため、栗ヶ岳、加茂川などの自然環境を保全するとともに、生物多様性にも配慮した都市の形成を推進します。

また、循環型社会や脱炭素社会の構築を目指すとともに、自然エネルギーの活用などに取り組みながら、環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進します。

4-2 整備方針

(1) 美しい自然環境の保全

- 加茂市の美しい自然環境を次世代に引き継いでいくため、国土保全、水源かん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの多面的機能を有する山林を保全します。
- 緑が美しい森林・里山については、森林環境譲与税などを活用し、里山環境の保全と森林の有する公益的機能の維持向上を図るとともに、継続的な森林整備を推進します。
- 加茂市のシンボルである加茂川、信濃川などの河川においては、市民などの憩いの場として、水と緑が調和した親水空間などの良好な水辺環境を保全・整備します。
- 環境基本計画に基づく、SDGsの達成に向け、環境に関する様々な問題の解決に資するよう取組を推進します。
- 集落地と調和した良好な農地を保全するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い環境保全型農業を支援するとともに、有害鳥獣被害の防止対策の充実を図ります。



▲緑が美しい森林



▲加茂川

(2) 環境に配慮した都市環境の形成

- ごみ処理施設の適正な維持管理と運営を行うとともに、関係機関との連携による「ごみ処理施設整備基本構想」の策定を検討します。
- 「加茂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく、温室効果ガスの排出量削減などを推進するための目標や施策などを推進しながら、加茂市ゼロカーボンシティ宣言を推進します。
- 脱炭素社会の構築に向けた都市環境を形成するため、住宅など建物の耐久性の向上や省エネルギー化などによる環境にやさしい住宅の普及を促進します。
- 都市環境や自然環境を阻害する不法投棄を根絶するため、関係団体と連携しながら、連絡体制やパトロール体制の強化などによる不法投棄防止活動を実施します。
- 快適な都市環境を形成するため、市民と行政が協働でまちの美化、環境整備活動を推進する環境美化プログラム「かも美化サポーター」などの活動支援や市民協働の円滑化を図ります。



▲加茂市・田上町消防衛生保育組合清掃センター



▲環境美化活動

5. 都市景観形成の方針

5-1 基本的な考え方



加茂市の美しい自然景観などと調和した良好な都市景観を形成するため、粟ヶ岳、加茂川、加茂山公園などの美しい自然環境、文化財などの歴史・文化資源、各地の祭りなどを保全・活用するとともに、中心市街地などの良好な街並み景観や主要な観光資源などを核とした景観拠点の創出を推進します。

また、景観法などの関係法令に基づく景観計画の策定を検討しながら、景観に影響を及ぼす建築物や屋外広告物などの適切な規制・誘導を行い、市民・事業者・行政が一体となった良好な景観形成を推進します。

5-2 整備方針

(1) 優れた景観資源の保全・活用

- 商店街などの中心市街地においては、風情あるまちなみ景観の維持に努めるとともに、建築物や工作物の高さ、色彩、意匠などの適切な景観誘導により、魅力的なまちなみ景観の形成を図ります。
- 歴史・文化資源を活かした観光振興やまちづくりを推進するため、青海神社や長瀬神社周辺の歴史・文化や風情を感じさせる郷土景観を保全します。
- 「文化財保存活用地域計画」の策定による文化財の保存・活用により、歴史的・伝統的な景観の保全に努めます。
- 国道403号・国道403号バイパス、県道長岡栃尾巻線などの道路においては、沿道の建築物や屋外広告物の適切な景観誘導、街路樹による緑化などにより、良好な沿道景観の形成に努めます。
- 加茂市のシンボルである加茂川をはじめ、信濃川、下条川などのうるおいのある河川景観の保全に努めるとともに、河川に架かる橋梁などとの調和を図ります。



▲商店街（新町）



▲鶴巻家住宅

(1) 優れた景観資源の保全・活用

- 平野部や山間部に広がる田園については、農村集落と調和した美しい郷土の原風景として保全・活用します。
- 粟ヶ岳、猿毛山、高館山などの緑が美しい山林については、都市と調和した山並み景観として、今後も保全を検討します。
- 主要な観光資源を核とした景観拠点の創出に向けて、観光施設の整備・維持を行うとともに、魅力向上を図ります。



▲美しい田園景観



▲緑が美しい山並み景観

(2) 景観形成に向けた取組の充実

- 市民、事業者、行政が協働しながら、良好な都市景観を形成していくため、建築物や屋外広告物などの規制・誘導のルールづくりや景観法に基づく景観計画の策定などを検討します。
- 都市計画区域内や各地区における特徴的・伝統的な景観を守り、次世代へ引き継いでいくため、都市計画法に基づく地域地区や地区計画の指定による規制・誘導を図ります。
- 加茂市の個性的・魅力的な景観を保全・創出するため、景観形成に関する住民の意識醸成を図るとともに、多様な主体の協働による景観づくりの体制や仕組みづくりを行います。
- 空き家の実態調査、空き家の利活用の促進により、景観に影響を及ぼす空き家などの改善を図ります。
- 市民と行政の協働により、まちの美化・環境整備活動などを推進します。

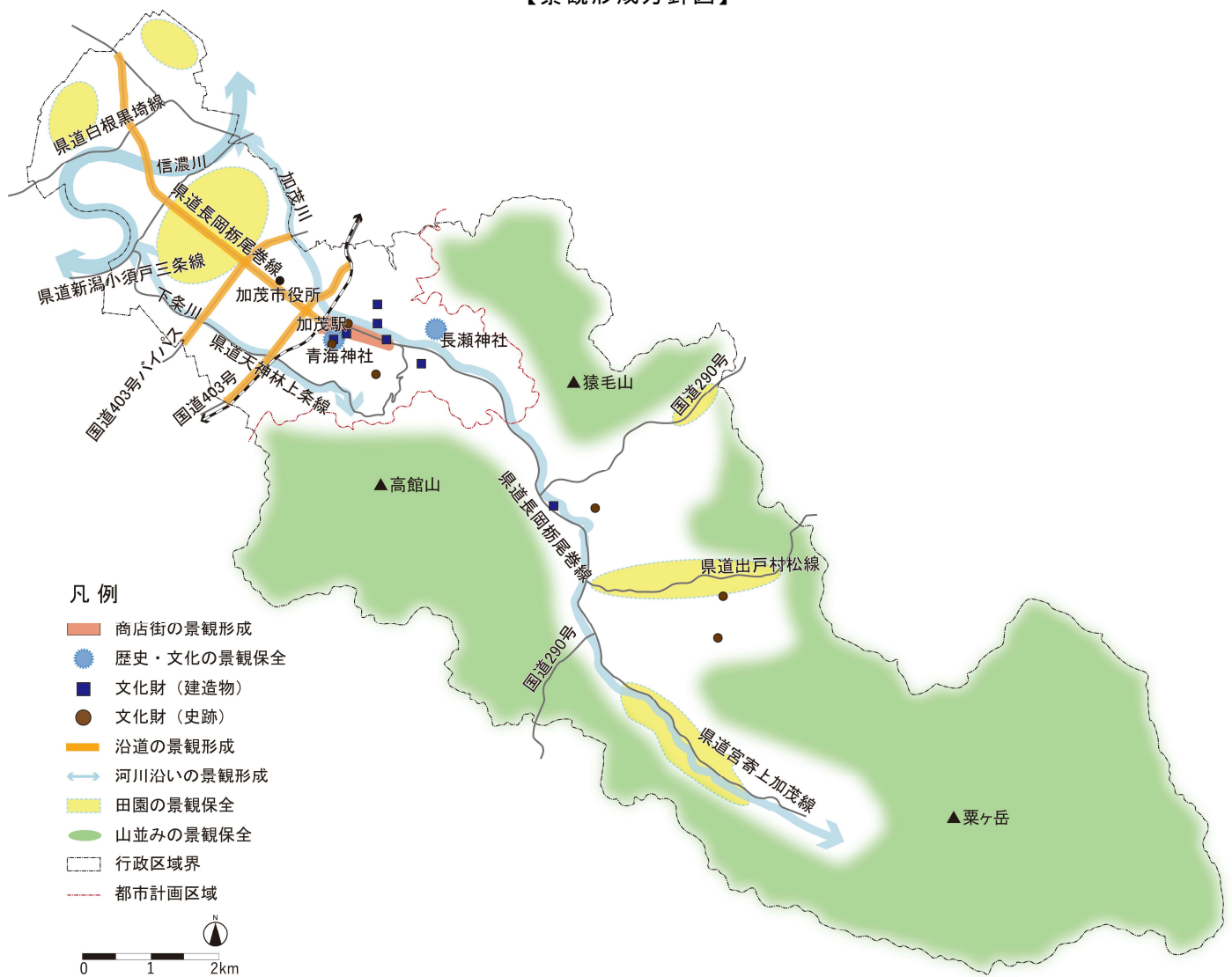


▲青海神社祭礼



▲まちの美化活動

【景観形成方針図】



6. 都市防災の方針

6-1 基本的な考え方



激甚化・頻発化する自然災害に備えた災害に強い安全で安心な都市を形成するため、「加茂市国土強靱化地域計画」や「加茂市地域防災計画」に基づき、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を強化するとともに、国・県・隣接市町などの関係機関との連携の強化を図ります。また、自助・共助・公助の考え方を踏まえながら、市民の防災に対する意識の向上や市民参加型の防災対策を推進します。

このほか、「加茂市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例」に基づく防犯対策の強化や交通安全対策を推進します。

6-2 整備方針

(1) 防災・減災対策の強化

- 災害に強い安全・安心な都市を形成するため、公共施設の耐震化を促進するとともに、災害時に備えた行政機能とインフラ機能の維持を図ります。
- 災害時において、避難・救助や物資供給などの応急活動を迅速に行うため、緊急輸送道路などの重要な道路の耐震化やネットワーク化、無電柱化により、防災性の強化を図ります。
- 災害時に危険性が高まるおそれがある未改良の市道においては、狭あい区間の解消を図ります。
- 災害に耐えられるように、老朽化している浄水設備や配水施設の更新を行います。
- 防災拠点となる都市公園や公共公益施設などについては、計画的な配置及び耐震化などにより、防災機能の充実を図ります。



▲狭あい道路の解消



▲防災拠点の加茂市役所

(1) 防災・減災対策の強化

- 国・県と連携しながら、「信濃川水系流域治水プロジェクト」を推進し、治水対策の強化を図ります。
- 加茂川及び下条川について、河川整備計画に基づき、関係機関と連携しながら堤防の嵩上げ、河床掘削などの河川整備を促進します。
- 治水対策を強化するため、田んぼダムの活用を図ります。
- 水源のかん養や土砂災害防止の機能を持つ里山については、関係機関や市民と連携しながら保全します。
- 水害や土砂災害に備えるため、国・県と連携しながら、浸水対策や砂防施設の整備などの土砂災害対策の強化を図るとともに、過去の浸水実績やハザードマップに基づき、雨水管渠などの整備を行います。
- 木造建築物が密集している市街地などにおいては、避難路の確保や建築物の不燃化、耐震化などの推進を検討するとともに、防災・火災訓練の実施や消防団の組織率向上などにより、災害に強い市街地形成を推進します。
- 機能的な防災体制を構築するため、地域防災計画や各種マニュアルの策定・更新を行います。
- 災害時において、市民が安全に避難できるように、避難所の防災備品の拡充や各地域の避難所の確保を図ります。
- 災害が発生するおそれのあるエリアについては、関係機関と連携しながら、各種制度を活用し、新規の開発を抑制するとともに、エリア外への既存建物の移転・誘導を検討します。
- 危険な空き家の発生を抑制するため、適正管理を促進するための制度の導入や、加茂市の空き家バンクや民間事業者との連携による利活用促進の体制構築を推進します。
- 冬期間においては、防雪施設などの計画的な整備による安全性の向上を図るとともに、円滑な道路交通を確保するため、除排雪体制と消雪施設の維持を図ります。



▲危険な空き家の除去



▲道路の除雪

(2) 防災に対する市民意識の向上

- 災害時において、市民が迅速かつ安全に避難できるように、ハザードマップを活用した地域ごとの自主的な防災・避難訓練実施を支援します。
- 災害時において、適切な情報を迅速かつ漏れなく伝達するため、「かも防災・行政ナビ」や「加茂市防災・市民情報配信サービス」の利用推進を図り、情報を受け取れない世帯を解消します。
- 自主的な地域防災力を強化するため、自主防災組織の結成を促進します。



▲避難訓練の実施

(3) 火災対策の強化

- 火災による被害を防止・軽減するため、消火活動に必要な水利を確保するとともに、火災防御技術の向上、消防施設や装備の適正な維持管理を行います。
- 大規模災害などに備え、近隣消防との相互応援体制の維持を図ります。
- 消防団員数の減少に対応した消防団の再編を実施します。



▲加茂市春季消防演習

(4) 防犯・交通安全対策の強化

- 防犯対策を強化するため、地域・学校・警察と協議しながら、防犯カメラ設置の推進や、防犯灯及び道路照明灯の整備を行います。
- 関係機関と連携しながら、交通安全・交通事故防止を推進します。



▲交通安全運動